

立川市中小事業者省エネルギー推進事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、省エネルギー化のための優れた取組を推進している中小事業者を、中小事業者省エネルギー推進事業者（以下「推進事業者」という。）として認定し、及び認定証を交付するために必要な事項を定め、推進事業者又は推進事業者が行っている取組を広く紹介することで、中小事業者の省エネルギー化の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 省エネルギー診断 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に規定する環境物品等の調達の推進に関する基本方針で定める省エネルギー診断をいう。
- (3) 再生可能エネルギー設備 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定する再生可能エネルギー源を利用し、エネルギーを生産する設備をいう。

(認定対象事業者)

第3条 推進事業者として認定を受けることができる事業者は、立川市内で事業を営む中小事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 省エネルギー診断を受診し、その改善の提案を実施し、かつ、設備の改修を実施した事業者
- (2) 再生可能エネルギー設備を設置し、その設備から生産されたエネルギーを自らの事業活動で消費することで外部から調達するエネルギーを削減している事業者
- (3) 設備の運用の改善等によりエネルギー使用量を前年度以前より20パーセント以上削減している事業者
- (4) その他省エネルギーを推進している事業者として市長が認めるもの

(申請)

第4条 推進事業者として認定を受けようとする事業者は、中小事業者省エネルギー推進事業者認定制度申請書（第1号様式）及び中小事業者省エネルギー推進事業者認定要件確認書（第2号様式）に必要な書類を添えて申請するものとする。

（審査）

第5条 前条の規定により申請があったときは、その内容の審査を行い、第3条に規定する認定基準（以下「認定基準」という。）を満たすと認められる場合には、中小事業者省エネルギー推進事業者認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付し、認定基準に満たないと認められる場合には、中小事業者省エネルギー推進事業者認定制度不認定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（公表）

第6条 前条の規定により認定した推進事業者については、市のホームページ等により公表するものとする。

2 推進事業者における取組のうち、他の事業者への参考となる優良な取組については、事例発表会、周知資料等で取り上げ、広く紹介するものとする。

（変更届出）

第7条 推進事業者は、認定を受けた事項に変更が生じたときは、中小事業者省エネルギー推進事業者認定制度変更申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて提出するものとする。

2 前条の規定による申請があった場合の審査及び認定については、第5条の規定を準用するものとする。

（認定取消し）

第8条 推進事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。この場合において、中小事業者省エネルギー推進事業者認定取消通知書（第6号様式）により当該推進事業者に通知するものとする。

- (1) 推進事業者から認定の取消しの申出があったとき。
- (2) 推進事業者が廃業をしたとき。
- (3) この要綱又は認定基準に定める要件を満たさなくなったとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた事業者は、速やかに認定証を返還するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境下水道部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。